

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)			
	測定年月日	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R8/5/1 金										
5/2 土										
5/3 日										
5/4 月										
5/5 火	854	821	845	189	183	185	40	12	26	
5/6 水	853	835	847	189	178	184	57	9	27	
5/7 木	859	839	849	189	180	185	69	12	31	
5/8 金										
5/9 土										
5/10 日										
5/11 月										
5/12 火										
5/13 水										
5/14 木										
5/15 金										
5/16 土										
5/17 日										
5/18 月										
5/19 火										
5/20 水										
5/21 木	860	847	854	189	181	185	63	20	40	
5/22 金	858	845	852	187	182	185	55	17	31	
5/23 土										
5/24 日										
5/25 月										
5/26 火	861	835	850	191	182	185	67	17	35	
5/27 水										
5/28 木	857	832	851	188	181	185	77	14	44	
5/29 金	856	839	850	189	182	185	92	30	49	
5/30 土										
5/31 日										

(※1)規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2)規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3)規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※

--

 部分は立ち上げ及び立ち下げ日

--

 部分は休日

--

 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)			
	測定年月日	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 °C	最少 °C	平均 °C	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R8/5/1 金										
5/2 土										
5/3 日										
5/4 月										
5/5 火	874	854	858	188	182	185	18	10	12	
5/6 水	875	853	856	190	170	183	12	7	9	
5/7 木	865	854	857	191	182	185	13	9	11	
5/8 金										
5/9 土										
5/10 日										
5/11 月										
5/12 火										
5/13 水										
5/14 木										
5/15 金										
5/16 土										
5/17 日										
5/18 月										
5/19 火										
5/20 水										
5/21 木	886	855	864	189	180	185	17	11	13	
5/22 金	871	854	858	188	182	185	15	11	13	
5/23 土										
5/24 日										
5/25 月										
5/26 火	871	855	861	189	182	185	17	11	13	
5/27 水	893	856	868	189	181	185	15	10	12	
5/28 木	887	854	867	190	182	185	21	11	14	
5/29 金	887	856	867	189	180	185	25	11	14	
5/30 土										
5/31 日										

(※1)規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2)規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3)規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※

--

 部分は立ち上げ及び立ち下げ日

--

 部分は操業停止

--

 部分は保守点検等による操業停止